

タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係る JFS 規格 Ver.1.0 の概要

一般財団法人食品安全マネジメント協会

1. 本規格の目的

タイ国保健省食品医薬局は、2017年、青果物の選別及び梱包を行う施設に対し、食品安全に係る要求事項への適合を求める告示第386号「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」（以下「タイ新規制」）を公示しました。

このタイ新規制は、タイ国に対して青果物を輸出する事業者にも義務付けられるため、タイ新規制が施行される2019年8月25日以降、青果物をタイ国に輸出するためには、タイ新規制に適合することを示す証明書の添付が求められます。リンゴ、いちご、ブドウなどを輸出する日本も、証明書を発行する体制を緊急に整備することが課題となっています。

そこで、タイ新規制の要求事項を満たしたタイ向け青果物の選別及び梱包施設に係る JFS 規格（以下、「本規格」）を公表し、JFS の監査及び適合証明プログラムによって日本の青果物の安全性を証明し、輸出を支援します。

参考資料

日本貿易振興機構（ジェトロ）「生鮮野菜・果物の選別・梱包施設に関する規制が施行（タイ）」（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/11/7627d93e4388b6e7.html>）

農林水産省食料産業局輸出促進課「タイ王国向け青果物の選別及び梱包施設に係る規制への対応について」（<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html>）

2. 本規格の概要

タイ向け青果物の選定及び梱包施設に係る JFS 規格 Ver.1.0[組織に対する要求事項]は、タイ新規制の付属文書2が定めた要求事項との整合性を図っています。

要求事項は、立地環境（3.1）、用具・機械・設備（3.2）、製造工程管理（3.3）、衛生管理（3.4）、保守及び清掃（3.5）並びに従業員等の衛生管理（3.6）により構成されています。製造工程管理（3.3）では、残留農薬検査、受け入れ等の記録の保管、トレーサビリティ、運搬、保管、輸送等の要求事項も含まれています。

要求事項の考え方や具体的事例は、別途公表するガイドラインに示します。

以上